

(3) 2人世帯(夫75歳以上で世帯主、妻75歳未満)

例8 年金収入が、夫153万円以下、妻135万円以下の世帯

均等割額 63,000円	平等割額 35,000円	所得割額 0円	国民健康保険税 29,400円
7割軽減該当			

妻 国民健康保険税			夫 後期高齢者保険料		
均等割額 31,500円	平等割額 17,500円	所得割額 0円	均等割額 43,143円	所得割額 0円	
7割軽減該当			7割軽減該当		
(ア) 国民健康保険税 14,700円			(イ) 保険料 12,900円		
※妻の平等割額は5年間半額					
(ア)+(イ) 世帯の負担額 27,600円			比較 1,800円 減		

例9 年金収入が、夫192万円(妻135万円以下)の世帯

均等割額 63,000円	平等割額 35,000円	所得割額 28,800円	国民健康保険税 77,800円
5割軽減該当			

妻 国民健康保険税			夫 後期高齢者保険料		
均等割額 31,500円	平等割額 17,500円	所得割額 0円	均等割額 43,143円	所得割額 37,557円	
5割軽減該当			2割軽減該当		
(ア) 国民健康保険税 24,500円			(イ) 保険料 72,000円		
※妻の平等割額は5年間半額					
(ア)+(イ) 世帯の負担額 96,500円			比較 18,700円 増		

例10 年金収入が、妻192万円(夫135万円以下)の世帯

均等割額 63,000円	平等割額 35,000円	所得割額 28,800円	国民健康保険税 77,800円
5割軽減該当			

妻 国民健康保険税			夫 後期高齢者保険料		
均等割額 31,500円	平等割額 17,500円	所得割額 28,800円	均等割額 43,143円	所得割額 0円	
5割軽減該当			7割軽減該当		
(ア) 国民健康保険税 53,300円			(イ) 保険料 12,900円		
※妻の平等割額は5年間半額					
(ア)+(イ) 世帯の負担額 66,200円			比較 11,600円 減		

例11 年金収入が、夫240万円、妻170万円の世帯

均等割額 63,000円	平等割額 35,000円	所得割額 76,900円	国民健康保険税 174,900円
軽減該当なし			

妻 国民健康保険税			夫 後期高齢者保険料		
均等割額 31,500円	平等割額 17,500円	所得割額 12,500円	均等割額 43,143円	所得割額 83,781円	
軽減該当なし			軽減該当なし		
(ア) 国民健康保険税 61,500円			(イ) 保険料 126,900円		
※妻の平等割額は5年間半額					
(ア)+(イ) 世帯の負担額 188,400円			比較 13,500円 増		

(4) 息子が被用者保険(社保)で世帯主、夫婦ともに75歳以上で息子の社保扶養

例12 息子の給与収入500万円、年金収入が、夫153万円以下、妻135万円以下の世帯

息子の社保扶養であり、 夫婦の保険料負担なし	社会保険料 0円
---------------------------	-------------

夫 後期高齢者保険料		妻 後期高齢者保険料	
均等割額 43,143円	所得割額 0円	均等割額 43,143円	所得割額 0円
2年間半額		2年間半額	
(ア) 保険料 21,500円		(イ) 保険料 21,500円	
均等割の軽減については、世帯主である息子の所得も判定対象となるため該当せず			
(ア)+(イ) 世帯の負担額 43,000円		比較 43,000円 増	

※社会保険の被扶養者が後期高齢者医療制度へ移行した場合の減額措置
資格取得日の属する月以降2年間、均等割を半額とし、所得割は課さない。

特例

上記は、法律どおりの推計額ですが、平成20年4月から9月までの6か月間は保険料負担を凍結し、10月から21年3月までの6か月間は9割軽減することになるため、実際は夫婦それぞれ年額4,300円となり、8,600円の増となる予定です。

(5) 夫75歳以上で被用者保険(社保)、妻75歳未満で社保扶養

例13 夫の給与収入218万円、妻の年金収入135万円以下の世帯

夫は社会保険料負担あり 妻は保険料負担なし	社会保険料 104,600円	社会保険料については、 給与体系により差異あり。
--------------------------	-------------------	-----------------------------

妻 国民健康保険税			夫 後期高齢者保険料		
均等割額 15,700円	平等割額 17,500円	所得割額 0円	均等割額 43,143円	所得割額 97,841円	
軽減該当なし			軽減該当なし		
(ア) 国民健康保険税 33,200円			(イ) 保険料 140,900円		
※仮に2年間、均等割と平等割を半額とした場合					
均等割、平等割の軽減については、世帯主である夫の所得も判定対象となるため該当せず					
(ア)+(イ) 世帯の負担額 174,100円			比較 69,500円 増		

※社会保険の被扶養者が国民健康保険の被保険者となる場合の軽減措置

☆町の条例により軽減措置を規定することとなるため未定
仮に後期高齢者医療制度での軽減措置を採用した場合は、資格取得日の属する月以後2年間、均等割と平等割を半額とし、所得割および資産割は課さないこととなります。

★後期高齢者医療制度の概要については、広報すまいる7月号から掲載しています。



平成20年4月から、医療費の自己負担割合(現役並み所得者以外)は2割とされていましたが、平成21年3月までの1年間は1割に据え置かれる予定です。正式に決定されれば、3月に国民健康保険の方は、町から新たな高齢受給者証を再発行させていただきます。

注 既に3割負担をいただいている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

町では、後期高齢者医療制度に関する
出前説明会を開催しています

単位老人クラブのほか、町内会や
各種団体などからご要望いただければ、説明に伺います

◆問い合わせ先



芽室町住民福祉部保健福祉課国保医療係

〒082-0014

芽室町東4条4丁目5

保健福祉センター(あいあい21)

☎ 62-9724

FAX 62-0121

✉ h-kokuho@memuro.net

🌐 http://www.memuro.net/